

保護者のみなさまへ

令和7年度 特別支援教育就学奨励費交付申請のご案内

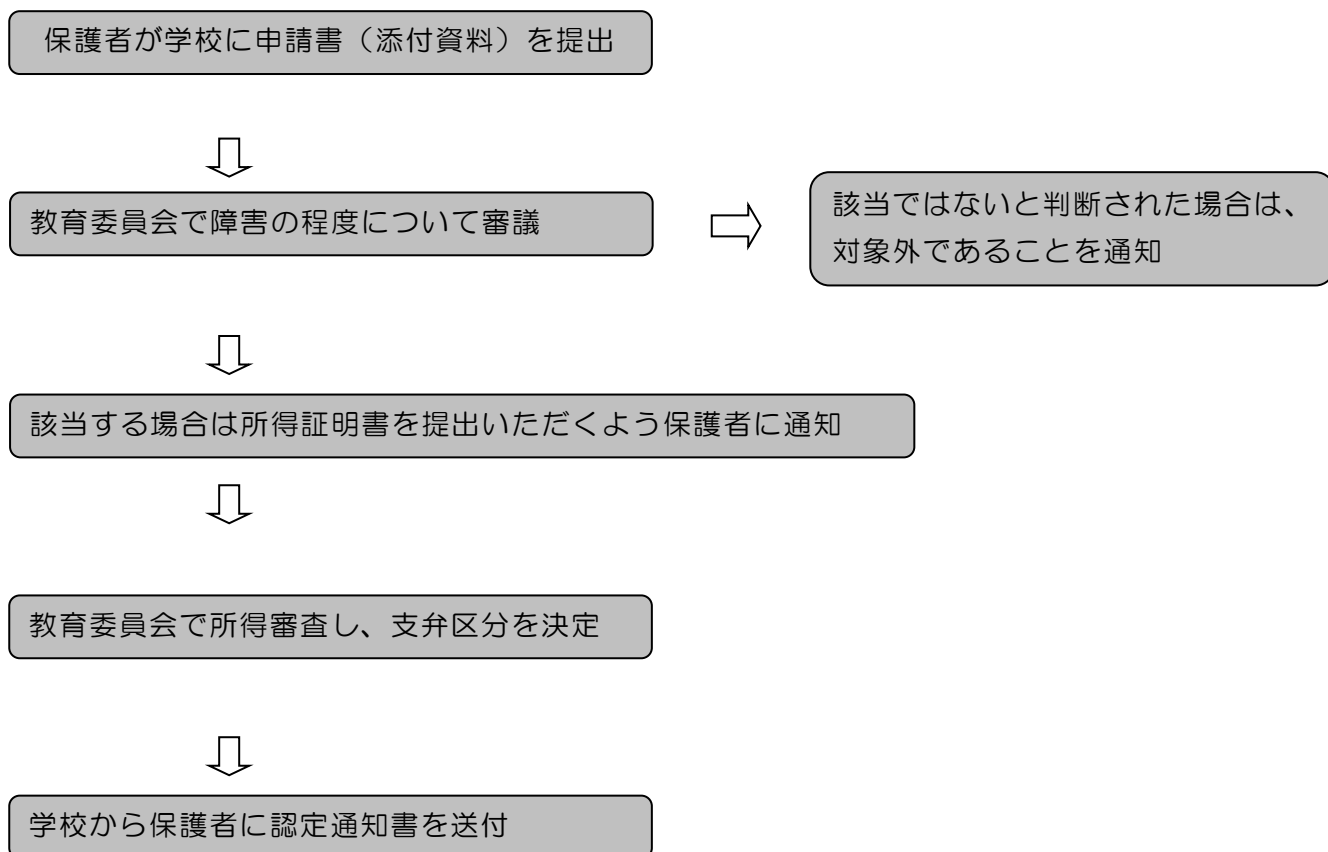
(令和7年度通常の学級に在籍する児童生徒用)

特別支援教育就学奨励費制度とは、障害のあるお子さまの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を援助する制度です。

通常の学級に在籍するお子さまは、学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当する場合に対象となります。

支給を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校を通してお申し込みください。

■申請から決定までの流れ



■申請について

- ＜提出書類＞ 1 「特別支援教育就学奨励費交付申請書（通常の学級新規申請用）」
2 「就学奨励費交付にかかる調査票」
3 「診断書」又は「障害者手帳」の写し
※審査に際して、追加の資料をお願いする場合があります。

＜提出期限・提出先＞ 令和7年7月3日（木） 各学校

- * 交付申請書提出の際、所得証明書の添付は不要です。障害の程度に該当せず不認定になった場合は不要となるためです。提出後、提出書類（所得証明書も含む）は、返却できませんので、ご注意ください。
- * 教育扶助（生活保護）や就学援助を受けられる方は、重複して申請しないでください。重複して申請があった場合は、提出書類（所得証明書も含む）は、返却できませんので、ご注意ください。就学援助申請中の場合は、上記の期限によらず、就学援助が不認定と決まった後で申請してください。

■障害の程度が該当すると判定された場合

教育委員会からご自宅に郵送で連絡しますので、下記のとおり所得証明書をご提出ください。

「令和7年度市県民税(所得・課税・控除)証明書」

- ※ 同一世帯中の19歳以上（H18.4.1以前生まれ）の世帯員全員のもの（所得の有無に限らず、世帯員全員のものがが必要です。）
- ※ 所得のない世帯員の証明書も必要です。
- ※ 兄弟姉妹で申請の場合、市立小・中・義務教育学校の在籍であれば上記証明書は1部で結構です。（申請書はそれぞれ必要です。）
- ※ 所得証明書交付窓口は、各区市税事務所・地域センター・支所・連絡所・サービスコーナー等です。証明書の交付申請には、窓口へ行かれる方の確認ができる免許証・保険証・パスポート等の提示が必要です。
- ※ 窓口で所得証明書を請求する際は、「証明書使用の目的」欄を「3」（授業料減免・就学援助・奨学金申請）に○をして申請していただくと、一件分の手数料（300円）で世帯員全員の所得証明書を受けることができます。
- ※ 令和7年1月2日以降に岡山市に転入してきた方は、上記証明書（各種控除関係の記載のあるもの）を、1月1日時点の市区町村役場から取り寄せてください。

- お子さまの障害の程度に関しまして、今回認定になれば、障害の状態が大きく変わらない限り、それぞれ小学校卒業、中学校卒業まで有効ですので、令和8年度以降の申請からは交付申請書と所得証明書だけをご提出いただくことになります。

- * 教育扶助（生活保護）や就学援助を受けられる方は、重複して申請しないでください。重複して申請があった場合は、提出書類（所得証明書も含む）は、返却できませんので、ご注意ください。また、「辞退届」の提出も必要ありません。
- * 現在就学援助を申請中の方は、上記の期限によらず、就学援助が不認定と決まった後で申請してください。
- * 特別支援教育就学奨励費を辞退される方は、申請不要ですが、別途「辞退届」をご提出ください。

■所得審査による支弁区分決定、支給額について

- 支弁区分決定 世帯構成と世帯の所得による判定でⅠ・Ⅱ・Ⅲの区分に分かれます。

- ・Ⅰ区分Ⅱ区分 : 全費目支給対象
- ・Ⅲ区分（高所得世帯）：通学費のみ支給対象（公共交通機関で通学している定期券の2分の1の額）

★Ⅲ区分（高所得世帯）となる所得額の目安

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
	395万円	523万円	612万円	677万円	757万円
	所得額 — 控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料)額				

※基準額は世帯員の年齢構成等によって算定されますので、世帯ごとに異なります（数十万円差があります）。あくまで大まかな目安としてご参照ください。

※ 所得額とは、同一生計世帯員全員分の「地方税法上の合計所得金額」です。

※ 所得額及び控除額は、当該年度の市民税・県民税に係る税額決定通知書等でご確認ください。

●支給額 （令和7年度予定）

	支 給 費 目	小 学 校（年額）	中 学 校（年額）	支給予定
①	学用品・通学用品購入費	5,820円	11,370円	各学期終了後（11月・2月・3月）
②	修学旅行費	（上限） 10,790円	（上限） 28,860円	実施後（11月・2月・3月）
③	学校給食費	実費の1/2	実費の1/2	各学期終了後（11月・2月・3月）
④	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（1年生）	28,530円	31,500円	11月
⑤	校外活動等参加費	（上限）宿泊無 800円 （上限）宿泊有 1,845円 （学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・宿泊費・見学料のみ対象）	（上限）宿泊無 1,155円 （上限）宿泊有 3,105円	実施後（11月・2月・3月）
⑥	交流学习交通費 職場実習交通費	公共交通機関を利用した場合の運賃実費		実施後
⑦	通学費	通学定期代（最も経済的な経路、方法による額）及びタクシー代（ただし、公共交通機関がない又は障害の程度により公共交通機関が利用できない場合に限る。		各学期終了後（11月・2月・3月） 相談等により個別対応可（例：1ヶ月毎など）

※①学用品・通学用品購入費、④新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、R5年度から、定額支給となっています。領収書等の保管・提出は不要です。

※②修学旅行費、⑤校外活動等参加費の支給金額は、実際に要した経費の2分の1です（上限あり）。

※③学校給食費の支給金額は、実費の2分の1です。

※⑥交流学习・職場実習交通費、⑦通学費は実費支給です（高所得世帯Ⅲ区分の方は実費の2分の1）。

※⑦通学費は、定期券の写しを保管しておいてください。
タクシー代の場合は領収書を保管してください。

（問い合わせ先）

- ・制度全般に関すること 岡山市教育委員会 就学課 TEL：086-803-1587
- ・障害の程度に関すること 岡山市教育委員会 教育支援課 TEL：086-803-1592